

第1号議案 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

令和4年5月2日提出

東海市長会

都市自治体が厳しい財政状況の中、様々な行政課題に対して、地域が持つ特性や住民ニーズを踏まえて的確に対応し、自らの政策を自らの財源で実施できるようにするためには、地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。また、道州制導入を含めた地方制度改革の推進や特別自治市などの新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2. 孤独・孤立で不安を抱える女性に対する支援事業への財政措置について

子育て、仕事、生活困窮等の問題のため、孤独・孤立で不安を抱える女性に寄り添い、必要な支援につなげる活動に対し、継続的な財政措置を講じること。

3. 「ウィズコロナ」下におけるきめ細かな財政支援について

「ウィズコロナ」社会において感染拡大防止と社会経済活動の継続を両立するための各種財政需要に応じ、柔軟かつきめ細かな財政支援を適時適切に講じること。

特に、経済的に多大な影響を受けている事業者等に対し、十分な支援を講じること。

また、更なる感染拡大の波や感染拡大後のフェーズに応じ、市民の暮らしや地域経済への支援を継続するため、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を継続し、都市自治体が柔軟に活用できるよう充実を図るとと

もに十分な予算を確保し、追加配分を行うこと。

4. 災害等有事の際の公的給付における個人情報の利用の緩和について

災害等有事の際に、基礎自治体は、多くの復旧、復興、生活支援策を実施しなければならないため、迅速できめ細かな施策を実施できるよう、有事においては個人情報の利用・提供に係る制限を緩和するような法制度の整備をすること。

5. 地方財政の充実強化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により税収減が見込まれる中でも、行政サービスを維持するために財政支援を継続・拡充すること。
- (2) 地方の安定的な財政運営のため、地方交付税法で規定する法定率の引上げにより、確実に地方交付税総額を確保し、臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。
- (3) 国が自ら行う施策や制度改正等に基づく施策及び事業における地方の財政負担分については、地方交付税措置にとどめることなく、地方負担が発生しないよう国庫補助金等の財源補てんの仕組みを構築すること。
- (4) 昨今の超低金利政策の中、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、年利等の対象要件を緩和すること。
- (5) 法人実効税率を引き下げer場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。
- (6) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税割税率の引下げにより、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みの検討を行うこと。
- (7) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (8) 外国人労働者への課税及び徴収を適切に行うことができるよう、制度的枠組みを構築すること。

6. 地方交付税算定における消防費への加配について

へき地や山間地を含む広大な面積を抱える都市自治体においては、人口規模による標準団体以上の消防力整備が必要となるため、実情に応じ更に加配した算定とすること。

7. 都市自治体のデジタル化の推進について

- (1) 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、必要な支援や十分な財政措置を

講じること。

- (2) デジタルデバインド対策として、都市自治体自らが実施する講習会や相談窓口等の事業に対する補助制度を創設すること。
- (3) デジタル基盤改革支援補助金の補助対象について、既存システムの整理に要する経費だけでなく、主要ソフトウェアのサポート終了などやむを得ない事情により、移行が完了する令和7年度末までに新規契約しなければならないシステムへの対応に要する経費も補助対象とすること。
- (4) マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載することに関して、スケジュールや機能などの確な情報提供を速やかに行うこと。また、マイナンバーカードの更
新手続きについて、オンラインで行えるようにすること。
- (5) マイナンバーカードに係る事務処理経費及び社会保障・税番号制度に係るシステム改修等に係る経費については、全額国費による財政措置を講じること。また、制度運用に当たっては、都市自治体に対し、迅速な情報提供を行うこと。

8. 地方公共団体情報システムの標準化に係る支援について

- (1) 標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、自治体及びベンダと情報共有し標準仕様を早急に策定すること。
- (2) 移行完了時期について経過措置期間を設定すること。
- (3) 標準準拠システムへの移行に関して、現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

9. 多文化共生施策の推進について

- (1) 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。加えて省庁横断的な司令塔機能を有し、実効性のある多文化共生政策を強力に推進できる体制を整備すること。
- (2) 外国人市民が生活者として日本人と同様に我が国で暮らすために、国、自治体、関係機関、企業などが連携し、多文化共生社会の実現に向けた施策を一元的に推進する取組の強化を図ること。また、来日後間もない外国人がスムーズに地域社会に定着できるよう、国の主導により日本語教育機関等と連携し、生活のために必要なレベルの日本語学習機会を提供する仕組みを構築すること。

10. 人事院が定める地域手当支給地域について

人事院が定める地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を反映したより広域的な単位で指定すること。

11. 財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外について

議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補者に供託手続きや供託金の負担を強いる供託金制度を適用除外とすること。

1 2. 戦没者慰霊碑等の安全対策に係る支援の拡充について

老朽化した戦没者慰霊碑等の安全を確保するため、「国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金」の交付要件を全ての慰霊碑、全ての実施主体とし、補強補修も補助対象とするなど支援を拡充すること。

1 3. 消費生活相談体制の確立について

消費者の安全・安心の確保に向けた取組に対する財政措置として地方消費者行政強化交付金の所要額を確保するとともに、消費生活相談員を安定して雇用できるよう、地方消費者行政強化事業の支援対象に相談員の人件費等を加えるなど、消費者行政の体制整備を一層推進すること。また、平成26年改正の消費者安全法における消費生活専門相談員等の資格における経過措置について、実務経験等の適用条件を緩和すること。

1 4. 結婚新生活支援事業の充実について

少子化対策に対する財政措置として、結婚新生活支援事業の所要額を確保するとともに、年度末に婚姻される方や年度をまたがって新生活の費用がかかる方へも支援できるよう、申請者にとって婚姻時期等による不公平が生じないような仕組みとすること。また、住宅を購入した場合には補助上限額を上乗せするなど定住促進につながる施策とすること。

1 5. 子どもの支援に係る情報一元化に向けた財政支援について

児童虐待、貧困、ヤングケアラー等支援が必要な子どもを継続的にサポートできるよう、子どもに関する情報を一元的に管理できるシステム構築に対して、財政支援を講じること。

1 6. 上下水道事業の広域連携のための地方自治法改正について

水道事業及び下水道事業などの地方公営企業において、近隣自治体との広域連携を弾力的に進めるため、議会の議決を不要とするよう地方自治法を改正すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第2号議案 地震・津波等災害防災対策の充実強化について

令和4年5月2日提出

東海市長会

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨対策とともに、建設残土に起因する盛り土等による土石流災害対策などの強化は一層の急務となっており、様々な自然災害などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等の予防防災及び富士山火山砂防事業を更に推進すること。特に、土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備を重点的に進めるとともに、富士山が噴火した際の緊急的な減災対策を図ること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保を行うとともに、財政措置の拡充を講じること。
- (3) 防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債制度を恒久化すること。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域を有する各市町村の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関や企業等の対応について一律的な方針を示すとともに、所管省庁

において関係機関への周知徹底を図ること。

3. 河川改修事業等の推進について

- (1) 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、流域貯留浸透事業を推進できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、継続的かつ安定的な河川維持管理事業を推進すること。また、流域関係者が一体となって事前防災対策に取り組むべき体制の強化を図ること。
- (2) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進すること。また、準用河川改修事業の予算確保とともに補助対象要件を緩和すること。更に、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する支援を行うこと。
- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による河川改修事業等の予算確保及び事前防災・減災対策を強力に推進すること。
- (4) 天竜川の治水対策及び遠州灘における侵食対策のため策定されている「天竜川流砂系総合土砂管理計画」における「ダム貯水池機能の維持・確保と土砂移動の連続性の確保」、「河道掘削による治水安全度の維持・確保」、「土砂移動の連続性の確保と海岸防護機能の維持・確保」を着実に推進すること。
- (5) 一級河川改修については、河川整備計画に基づき、本川・支川の河川改修事業を強力に推進すること。
- (6) 防災・減災対策としての効果はもとより、地域活性化への大きなストック効果も期待されることから、直轄海岸保全施設整備事業の予算を拡充し、着実な整備推進を図ること。

4. 砂防対策施設の整備推進について

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の関連流域において砂防対策施設の整備を推進し、早期完了すること。

5. 建設発生土の処理に係る法整備について

建設工事等の際に発生する建設発生土について、土砂の発生・運搬・埋立てなど一連の行為に関係する者に対し、罰則強化を含めた統一した抑止力のある規制を定めるとともに、特に、土砂を発生させる者に対しては埋立てまで適正に処理が行われるよう発生者責任を明確にする法整備を行うこと。

6. 部分的に補強する耐震改修制度の創設について

木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であることから、寝室など部分的に補強する耐震改修制度を創設するなど、耐震改修等への財政措置を拡充すること。

7. 消防施設・設備に係る財政支援の拡充について

大規模災害や各種災害に的確に対応するため、常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、国庫補助金の対象範囲を拡充し、予算を確保すること。また、消防緊急通信指令施設の維持管理についても財政支援を拡充すること。

8. 非常備消防体制の充実強化について

消防団の強化のため、消防ポンプ自動車の整備・更新が継続的にできるよう、交付税措置等を拡充すること。

9. 感震ブレーカーに係る財政支援制度の創設について

大規模地震発生時における出火防止に効果的な感震ブレーカーの設置を促進するため、機器設置に係る財政支援制度を創設すること。

10. 市庁舎建て替えに係る財政支援制度の創設について

大規模な災害が発生した場合に対応するため、本庁舎や災害対策拠点機能を有する施設の免震構造を備えた建設に対する財政支援制度を創設すること。

11. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の防災活動支援事業の継続について

避難所においては、新型コロナウイルス感染症に対する三密回避や感染者対応等に対する新たな備蓄品等が必要となっているため、防災活動支援事業に関する交付金事業を継続すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第3号議案 福祉・保健・医療施策の充実強化について

令和4年5月2日提出

東海市長会

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症は、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらし、ワクチン接種を含めた医療提供体制を確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大により人的・財政的に逼迫する医療機関への財政支援が講じられているが、自治体病院が要件を満たすことが困難な支援制度が多いため、制度の弾力的な運用及び活用しやすい財政支援制度を創設すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院措置に対応できるよう、病床確保に係る財源措置を継続すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関連して発熱患者対応や検査対応など、地域医療を一手に担う病院もあることから、医療従事者への新たな施策やそれに対する財源措置、人的支援の構築など、病院の機能を存続するための発熱外来対応への財源措置を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける自治体病院への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、空床補償や院内感染防止対策費等への措置を継続すること。また、新たな措置を導入する場合は、病院経営に影響を及ぼすことが無いよう、同等水準の額が確保できる制度設計とすること。
- (2) 特別減収対策企業債については、繰出基準を償還利子のみならず元利償還金の全額まで拡充するとともに、当該繰出しに対して一定割合での措置率での普通交付税

措置を可能とする制度設計とすること。

(3) 地方交付税措置の算定における病床割の算定基礎額（1床当たりの金額）を増額すること。

3. 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供のある療養施設等の整備について

(1) 症状のある自宅療養者は、連絡が遅れると手遅れになる可能性が高いこと、また、自宅療養者の健康観察を行う保健所職員の精神的・肉体的負担が大きいことから、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保について十分な財政支援や人材支援の対策を講じること。

(2) 市民が自宅や施設においても安心して療養できる体制確保に向けて、国が主導して必要な制度を構築すること。

4. PCR検査センター設置及び運営支援について

PCR検査（抗原定量検査等も含む。）を必要とする市民が迅速かつ適切に検査を受けることができるよう、検査機器の導入や試薬の供給、人員確保など、PCR検査センターの設置及び運営に必要な経費について国が支援すること。

5. 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険への財政措置について

新型コロナウイルス感染症を原因とした国民健康保険被保険者の所得減少が、制度財政の安定的な運営に影響を及ぼさないよう、十分な財政措置を講じること。

6. 国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、被保険者の負担軽減を図るための更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。

(2) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

(3) 地方交付税措置ではなく、国費による財政支援を確実に実行すること。

(4) 低所得者層への財政支援を拡充すること。

(5) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(6) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

(7) 療養給付費等負担金などの国庫負担率の引上げを実施すること。

(8) 特定健康診査の充実を図るため、国補助対象の検査項目を追加すること。

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度化及び支給対象を拡大すること。

と。

(10) 予算編成作業に支障とならないよう、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率などの算定に必要な確定係数を早期に提示すること。

(11) 国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者や被保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(12) 都道府県及び市町村の国民健康保険の財政運営がより円滑なものとなるよう、都道府県に対する国の財政支援をさらに増額すること。

7. 介護保険制度について

(1) 全ての国民が安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保険制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合の引上げや調整交付金の見直し等により保険料の増額を抑制する対策を講じること。

(2) 介護保険制度における補足給付の認定要件及び負担限度額の見直しについて、より段階的な見直しとなるよう配慮すること。

(3) 地域支援事業の任意事業においてメニューに取り上げられている認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業について、コロナ禍における需要にも対応できるよう（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスを対象とするよう拡充すること。

8. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

(2) 地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、へき地医療勤務の義務化、地域の基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立、過疎地域での地元出身医師の養成（大学医学部における地域枠制度の維持）など、地域の医療格差を縮小する取組に対し、一層の支援を行うこと。

(3) 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、引き続き国が主体的に関与すること。

(4) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び地域の定着につながるが、引き続き地域の医療が十分に確保されるよう、地域の実態を踏まえて慎重な検討を行うこと。

(5) 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされていることから、医療機関の消費税負担分は社会保険診療報酬等で補填されることになるが、過去の消費税率引上げ時の補填不足や、個別の医療機関の診療状況や投資状況の違いによる補填の過不足が生じる等の課題があるため、速やかに現行制度から軽減税率方式（免税制度、ゼロ税率等）に転換するなど、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決

を図ること。

9. 看護職員及び介護職員の処遇改善に係る財政支援の継続について

- (1) 看護職員については、診療報酬の改定により対応するとのことであるが、改定内容ではベースアップに必要な財源を確保できない。中でも地域医療・へき地医療を担う公立病院は中・小規模が多いことからベースアップ分は直接、病院経営に影響を及ぼすこととなるため、令和4年10月以降も国費による財政支援を継続すること。
- (2) 介護職員については、臨時の介護報酬増額改定が実施される予定であるが、この改定は第8期介護保険事業計画期間中であり、各保険者は負担増を見込んでいないため財源不足に陥ることが懸念される。そのため、令和4年10月以降も国費による財政支援を継続すること。

10. 地域医療構想に係る支援の拡充について

病院再編・統合を促す地域医療構想の推進に向け、早期に病床削減に取り組んだ事例に対しても断続的な支援の対象とすること。

11. 障がい者支援事業への支援について

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（意思疎通支援事業や日常生活用具給付事業、移動支援事業等）を今後も安定して実施できるよう財政支援の所要額を確保するとともに、事業実績に見合う十分な財政支援を講じること。また、必須事業のうちの移動支援事業と日常生活用具給付等事業は、従来の国庫補助の配分と別枠に位置付け、事業実績に見合う確実な財政支援を講じること。

12. 障がい者及び障がい児の安定的な計画相談支援等を提供するための基本報酬の充実について

障がいの多様な特性に応じた適切な支援を行うため、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を安定的に運営し、質の高い計画相談支援等を提供することができるよう基本報酬の充実を図ること。

13. 障がい者への支援について

障がい者（児）の歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障がい者加算等の診療報酬を大幅に増額すること。

14. 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の自己負担額の増加に係る軽減措置について

特定の障害福祉サービスを利用する障害者が介護保険サービスへ移行する際の自己負担額の増額に対する軽減措置である高額障害福祉サービス等給付費について、40歳から64歳までの障害者にも対象を拡大するよう見直しをすること。

15. 入学のための転入者に対する自立支援給付の支給決定及び費用支弁について

大学に通う目的で転入された重度障がい者に係る自立支援給付の支給決定及び費用支弁について、親の経済的保護下にある大学在学中においては転入前の自治体の実施主体となるよう制度改正を行うこと。

16. 福祉サービスにおける送迎加算の改善について

福祉サービスの報酬における送迎加算は、送迎距離の長短や地理的及び気候要件による費用負担の多寡にかかわらず全国一律の単位数のため、地域の実情を踏まえた加算内容に改善すること。

17. 加齢性難聴者への支援について

加齢による軽度・中等度の難聴者の日常生活の質の向上と社会参加の阻害防止を図るため、補聴器の購入経費について助成制度を創設すること。

18. 障害児保育に関する財政支援制度の拡充について

保育所等における障害児の積極的な受け入れを支援し、障害児の保育需要に応えられるよう、現行の公定価格上の療育支援加算額の引上げ又は受入人数に比例した加算額の拡充など、十分な財政支援制度を創設すること。

19. 放課後等デイサービスの新たな報酬区分の創設について

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、ひとり親世帯や複数の障がい児がいる世帯、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援を必要とする子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活が送れるよう、放課後等デイサービスの位置付けや日中一時支援事業との役割分担などについて整理し、放課後等デイサービスに新たな報酬区分として社会的養護型（学齢児保育型）サービスを創設すること。

20. 子ども医療費助成制度の創設について

全国の自治体が単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、自治体の財政状況によることなく等しく助成を受けることができるよう、国の責任において全国統一基準による制度を創設すること。

21. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備がさらに必要となるため、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度を統合するなど、制度の一本化を図るとともに、その補助率については「新子育て安心プラン」に合わせ2/3とすること。
- (2) 施設整備の拡大を図ることで必要となる人材を確保するとともに、保育の質の確保に必要な対策を行うこと。また、幼児教育・保育の無償化に伴い都市自治体の財政運営や待機児童対策に過度な負担が生じることがないように、国の責任において確実な財源確保と地方財政措置を講じること。

- (3) 幼児教育・保育の無償化に伴う都市自治体・施設の業務及び財政負担の増加に対し、事務費補助制度を延長するなど、財政支援をすること。
- (4) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園預かり保育需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。
- (5) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため無償化開始の年齢を統一すること。
- (6) 年度途中に増加する0歳児の入所希望に対応するための保育士を、年度当初から配置するための経費を補助する制度を創設すること。また、外国人児童や障がいのある児童を一定数受け入れる保育所に対して財政支援を行うこと。

2.2. 保育士・幼稚園教諭資格者の確保について

全国的な人材不足が続く保育所等の現場において、適切な保育を提供するために必要な職員を確保できるよう、安定した人材供給につながる大学等の養成機関へ支援すること。また、有資格者の就業継続につながるよう、幼保の資格の一本化や資格更新制度の見直しを早期に進めること。

2.3. 保育士の確保及び処遇改善に向けた取組強化について

「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、実施主体となるための要件である「新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村」を緩和し、全ての都市自治体を対象とすること。

2.4. 待機児童解消への支援について

育児・介護休業法で定める育児休業について、子育て環境の充実や都市自治体の事務軽減などのために現行の最大1年から2年に延長すること。また、在宅で子育てをしている世帯に関しては税の公平性を配慮し、課税の軽減を行うなど財政支援を講じること。

2.5. 放課後児童健全育成事業の補助基準について

育成支援の質を確保するため、補助基準額をクラブ運営経費に見合うよう増額すること。また、年間開所日数250日以上の条件は、実際の年間平日日数との乖離があるため見直すとともに、開所日数に応じた区分をさらに細分化して、補助基準額を設定すること。

2.6. 放課後児童健全育成事業における学校の余裕教室等の活用に関する建築基準法等の緩和について

厚生労働省と文部科学省が策定した新・放課後子ども総合プランには、放課後児童健全育成事業に係る施設の計画的な整備を推進するための具体的な方策として、学校施設等の徹底的な活用が示されている。しかし、学校の余裕教室等を活用する際には建築基準法等における用途変更に伴い耐火性能を具備するなど、過度な整備による多

額の負担が障壁となっている。事業の推進を図るため、建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

27. 育児休業給付の財源の見直しについて

子育て支援を推進する気運を社会全体で高めるため、育児休業給付の位置付け及び財源を雇用保険制度から子ども・子育て支援新制度とすること。

また、コロナ禍において求められている在宅勤務への転換推進を雇用保険制度における雇用安定事業に位置付けた上で、現在の育児休業給付の財源を充てること。

28. 予防接種、妊婦健診及びがん検診への財政支援について

定期予防接種や妊婦健診に係る費用については、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助による財政支援とすること。また、がん検診の総合支援事業に係る費用については、国庫補助による財政支援を継続すること。

29. 予防接種事業について

風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及びその配偶者並びに妊婦の家族等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。

30. 生活保護制度の見直しについて

(1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、最後のセーフティネットとして適切に運用していくため、生活保護費は全額国庫負担とすること。また、制度改正に伴うシステム改修経費を含めた関連経費も全額国庫負担とすること。

(2) 近年の猛暑により、夏季での冷房器具使用による光熱費の支出増加が避けられないことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に創設すること。

31. 民生委員・児童委員の確保対策と活動支援について

地域社会における住民と行政や関係機関との橋渡し役として、また、困ったときの身近な相談相手として、求められる見守り活動を軸とした地域活動が安心して実施できるよう、民生委員・児童委員の位置付けを明確にし、多岐にわたる相談・支援を実現するために法律を見直すこと。

また、民生委員・児童委員の負担を軽減するとともに、新たな地域の担い手の掘り起こしを図るため、民生委員協力員などの協力体制を確立すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第4号議案 都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

令和4年5月2日提出

東海市長会

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

加えて、2050年のカーボンニュートラルへ向けて、脱炭素化を社会全体で実現していくための施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備への支援について

- (1) 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、社会資本整備が計画的かつ着実に進捗するよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等において、地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとって更に活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。
- (2) 社会資本整備総合交付金の道路事業における市町村自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備について、重点配分措置を継続すること。
- (3) 社会資本整備総合交付金事業及び道路局所管補助事業において、土地の取得に必要な不動産鑑定評価や分筆登記に係る経費を補助対象とするよう制度を拡充すること。
- (4) 令和5年度末に交付金終了予定となっている「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」を継続すること。

2. 道路橋梁整備事業の促進等について

- (1) 高速道路等の跨道橋については、当時の道路公団が建設し地元市町村が移管を受けたものであるが、補強・補修工事に当たっては、高速道路上での作業や交通規制

など専門性を有するため、高速道路会社の積極的な対応と技術的支援について働きかけること。

- (2) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。
- (3) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路（浜松湖西豊橋道路）について早期整備促進を図ること。また、国道1号潮見バイパスについて、交通量の増加により発生している交通事故削減及び渋滞緩和対策を図ること。
- (4) 国道150号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。
- (5) 国道1号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置づけられているものの、現在、慢性的な交通渋滞が発生し、住民生活や産業・経済活動に支障をきたしているため、バイパスの全線4車線化を早期に整備すること。
- (6) 地域高規格道路御前崎奥大井連絡道路（国道473号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。
- (7) 空港アクセス道路は空港アクセスの向上だけでなく、広域的な連携を図るためのインフラ整備であるため、空港アクセス道路（榛原・吉田ICルート（南原工区））の全線開通に向け早期に整備すること。
- (8) 産業経済の大動脈として重要な路線である国道21号の完全6車線化と岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (9) 生活に密着した県道、市道の整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (10) 東海環状自動車道について、令和6年度の開通見通しが示されている区間の1日も早い開通及び令和8年度全線開通見通しが示されている区間の事業促進並びに周辺道路ネットワークの整備を図ること。また、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源を創設すること。
- (11) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に合わせた供用開始など、地域の持続的な発展のため、ミッシングリンク解消となる地域高規格道路等の事業促進及び早期完成を図ること。
- (12) 大規模災害時等のダブルネットワーク機能の強化となる新名神高速道路の6車線化をはじめ、高規格道路の早期整備を図ること。
- (13) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、必要な予算・財源を当初予算だけでなく別枠での確保とともに計画的な事業執行を図るために弾力的な予算措置を講じること。
- (14) 名神名阪連絡道路は、北陸自動車道や伊勢自動車道、京奈和道路と一体となって日本海から太平洋に至る南北軸を形成することで広域交流が促進され、地域集積圏の形成や魅力ある定住づくりにつながるため、早期に事業着手すること。

3. インフラの維持管理・更新に係る財政支援について

都市自治体が管理する道路及び橋梁やトンネル等の道路構造物の安全確保、老朽化対策及び長寿命化を着実に進めるため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、道路メンテナンス事業補助金等について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

また、点検及び修繕に係る支援制度の充実を図るとともに、技術的支援を行うこと。

4. 港湾整備事業について

- (1) 船舶の大型化への対応や減災・老朽化対策など、御前崎港の港湾機能の強化及び港湾施設の適切な維持管理を図ること。
- (2) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの整備を図ること。
- (3) 国際競争力の強化やカーボンニュートラルの促進を図るとともに防災機能を高めるため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）に、国際海上貨物の取扱拠点となる水深12mの耐震強化岸壁及びこれにアクセスする臨港道路の事業化をすること。

5. 公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件の緩和について

公園施設長寿命化対策支援事業について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件の緩和を行うこと。

6. 河川整備事業の推進及び支援について

- (1) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダムの早期完成を図ること。
- (2) 都市自治体が管理する普通河川改修に、社会資本整備総合交付金が活用できるよう制度を拡充すること。

また、改修を計画的に進めるには長期間を要するため、令和7年度まで期間延長された緊急自然災害防止対策事業債を更に延長するとともに、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債の期間を延長すること。

7. 水道事業への支援について

- (1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金の確実な財源の確保に努めるとともに、より多くの水道事業者が活用できるよう、補助採択基準のうちの資本単価要件の緩和又は撤廃などにより制度の拡充を図ること。
- (2) 安全で安定した水道水の供給を図るため、取水、導水施設の耐震化や老朽化施設の更新・改良等の整備が促進できるよう、補助採択基準の緩和又は撤廃などにより制度の拡充を図ること。

また、水道水源流域内における森林保全を優先するとともに、都市自治体が関係機関と連携して行う保全事業に対し支援を講じること。

- (3) 生活基盤施設耐震化等交付金の確実な財源の確保に努めるとともに、水道事業経営の健全化・安定化が図れるよう、補助採択基準のうちの資本単価要件の緩和又は撤廃、基幹管路以外への対象事業の拡大、補助率の引上げにより、自由度の高い補助制度とすること。

特に、水道施設等耐震化事業については、令和4年度実施事業に限るとされている料金回収率の補助採択基準の緩和を、令和5年度以降も継続すること。

8. 水道事業広域化に対する国庫補助制度採択基準の緩和について

水道事業広域化を推進するため、水道基盤強化に要する経費及び不要施設の撤去費など補助対象事業の拡充と、事業体数が2事業団体で対象となるよう採択基準を緩和すること。

9. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

統合上水道の旧簡易水道施設整備に対する繰出基準について、統合水道が実施する全ての国庫補助事業を対象とするよう拡充し、地方交付税による財政措置を講じること。

10. 下水道事業への支援について

- (1) 住民の安全・安心な暮らしを実現するため、下水道事業における防災・減災、国土強靱化に寄与する老朽化対策など、支援制度の充実及び恒久化を図ること。
- (2) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、耐震化や更新などを計画的かつ持続的に遂行していくため、国庫補助については、十分な予算を確保し適切に配分すること。
- (3) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における下水道未普及対策事業に位置付けられる事業については、補助率の引上げにより財政支援を拡充すること。

また、主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。

- (4) 災害時において下水道処理機能の維持を図るには、下水道施設を順次耐水化していく必要があるが、長期間を要するため、防災・安全交付金における重点配分の対象として継続し十分な予算を確保すること。

11. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の維持及び更新を計画的かつ着実に推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象事業を拡大すること。

また、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とすること。

1 2. リニア中央新幹線事業の推進及び機能整備への支援について

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業を実現するため、財政投融资による支援等を継続して実施すること。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとするとともに、事業主体に対し、東京・名古屋間における円滑な事業推進と名古屋・大阪間の2037年開業に向けた工事の早期着工のため、中間駅の概略位置を早期に決定し、公表するよう働きかけること。
- (2) 国家プロジェクトとしてのリニア中央新幹線の開業効果を最大限波及させるため、都市自治体が行う機能整備が計画的に推進できるよう、積極的な財政支援を講じること。

1 3. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結を国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

1 4. 地域鉄道に対する支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、鉄道の利用者数が大幅に減少し、経営状況がひっ迫する中で、市民の交通手段として欠かせない地域鉄道の維持存続のための支援制度を早急に創設すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用や減収等に対する支援制度の継続及び拡大を図ること。
- (3) 地域振興に寄与するとともに、交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、地域公共交通確保維持改善事業等に係る補助金の対象事業の拡大及び補助率の引上げを図ること。また、経常的に生じる運行維持経費や施設維持管理費に対しても財政支援を講じること。
- (4) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、補助率の嵩上げなど制度を拡充すること。
- (5) 安全・安心な運行やバリアフリー化などの設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (6) 自治体が関与する地域鉄道事業者への運営支援制度を創設するとともに施設保守等に係る支援を充実すること。
- (7) 地域鉄道事業者支援に対して、自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。

(8) 地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。

15. 地域公共交通に対する支援について

(1) 高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を行う都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助制度における基準額の引上げなどにより財政支援制度を拡充すること。

(2) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保及び地域内路線やタクシー事業についても財政支援を行うこと。また、長期化する新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑み、令和5年度以降も要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。

16. 歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

17. 農林業の振興施策の充実強化について

(1) 原木シイタケ等の特用林産物栽培については、カシノナガキクイムシを媒介にしたナラ枯れ等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫の発生原因及び被害状況を把握し、防除対策を講じること。

(2) わさび等の世界農業遺産認定地域における産業等の保全・継承に向けた支援に努めること。

(3) 農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産基盤や農村生活環境等の整備が計画的に行えるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。

18. 鳥獣被害防止対策事業への支援について

鳥獣被害防止総合対策交付金については、侵入防止柵等の鳥獣被害対策を継続して実施できるよう、十分な予算を確保すること。

19. 中小企業の事業活動の継続に資するための支援について

事業継続計画や事業継続力強化計画等に基づいて、中小企業が設備や機器及び装置等を導入するための補助制度を創設すること。

20. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

(1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画する

こと。

- (3) 亜炭鉱による特定鉱害発生時に活用している特定鉱害復旧事業等基金が、大規模被害にも対応しかつ長期安定的に存続できるよう基金の増額を図ること。

2 1. 脱炭素化に向けた取組への支援について

- (1) 大規模水素サプライチェーンの構築に向け、初期投資及びランニングコスト逆輸への補助、事業自立化に向けた研究開発支援、大規模水素の受入・配送の観点での産業横断的な規制の見直しをすること。
- (2) ゼロカーボンと事業の両立に向けて、増加が想定されるコストの価格転嫁など、環境負荷への対価を負担することへの社会的意識の醸成を図ること。
- (3) 新たな産業を生み出す取組への支援の継続及び充実を図ること。
- (4) 大量の温室効果ガスを排出する企業・事業所が所在する都市自治体がゼロカーボンシティを実現するためには、抜本的な技術革新、生産設備更新等の対応が必要となるが、市単独での支援は困難であるため、国における当該企業・事業所に対する財政的及び技術的支援を一層拡充すること。
- (5) 2050年カーボンゼロの実現に向け、地域脱炭素ロードマップ等に基づく都市自治体の実情に応じた様々な取組を円滑に進めていくため、継続的かつより一層の財政措置並びに技術的及び人的な支援を充実すること。

2 2. 空き家対策の推進について

- (1) 空き家所有者と空き家から悪影響を受けている近隣住民の間で改善に向けて直接対応できるよう、都市自治体が保有する空き家所有者に係る情報を外部へ提供できる制度を構築すること。
- (2) 年々増加している空き家に係る対策を促進するため、空き家対策総合支援事業について特定空家等に対する行政代執行や略式代執行の除却費用に対する補助率の嵩上げなど財政支援の拡充を行うこと。

2 3. 地籍調査事業の推進について

まちづくりの推進や災害時における復旧の迅速化等に有効な地籍調査事業を安定的かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保するとともに、境界査定図作成や筆界点標識設置など、地籍調査費負担金の対象範囲を拡大すること。

2 4. プラスチックの分別収集及び再商品化に係る地方財政措置について

プラスチックの分別収集及び再商品化を実施することに対し、都市自治体が負担する費用の全額を特別交付税により財政措置を講じること。

2 5. 不法投棄防止対策について

「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化し、違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄に対し、一元的に規制、指導、措置できるよう新たな法整備を行うこと。

26. 災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

27. 生活循環整備に係る支援制度について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模にかかわらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、老朽化による更新についても補助対象とすること。
- (2) 老朽化し、維持管理が困難となった合併処理型の集中浄化槽から個別の合併処理浄化槽への切替えに対し、循環型社会形成推進交付金の補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。
- (3) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、合併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど財政支援を行うこと。

また、浄化槽の普及による汚水処理人口普及率の向上を図るため、循環型社会形成推進交付金による財政支援を継続的に講じること。

- (4) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠も補助対象とするよう制度を拡充すること。

28. 外来生物の防除に係る位置づけの明確化及び財政支援について

- (1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除について、国主体の防除を基本としつつ、法律上における地方公共団体等の役割を明確にすること。
- (2) 地方公共団体が実施する外来生物対策に必要な財源については、役割に応じて負担金や補助金、地方交付税における特別交付税措置など、国による継続的かつ効果的な財政支援を図ること。

29. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者への支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るため、事業者が事業を継続するための支援を行うとともに、アフターコロナにおける消費喚起施策や新たな需要に応じ業態変化を必要とする企業への財政支援を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けている観光需要を取り戻し、観光産業の回復を図るため、継続的かつ感染状況に応じた弾力的な財政支援策を講じること。
- (3) 地域生活に必要な不可欠である小規模事業者が事業継続できるよう助成制度を継続するとともに、きめ細かい支援制度の充実を図ること。

(4) 政府系金融機関における実質無利子・無担保融資を継続すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

第5号議案 教育・文化施策の充実強化について

令和4年5月2日提出

東海市長会

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。
- (2) 小中学校全学年での35人以下学級編制の実施にあたり、必要となる人員を的確に捕捉したうえで正規教員による必要定数確保と正規教員の採用拡大に向けた財政支援を行うこと。または、小中学校全学年での教職員の配置が困難な場合は、まずは小学校から対象学年を拡大していくための教職員を配置すること。
- (3) 基本的な生活習慣が身に付いていない小学校低学年の児童の増加に対し、支援員等が確実に配置できるよう、財政的支援を行うこと。
- (4) 学校における教職員の働き方改革推進を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材確保や部活動指導員の養成・配置に係る財政措置の拡充を図ること。

2. 児童生徒への支援の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に5人程度に引き下げること。また、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。

- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための人的配置については、地方交付税措置がなされてはいるものの、普通学級に在籍する支援を要する子どもたちの増加、また、多様化する支援内容に対応するためにも、更なる財政措置として国費による財政支援を行うこと。
- (4) 医療的ケア児に対する支援体制を整えるため、医療的ケアを行う看護師等の配置に対し、十分な財政措置を講じること。
- (5) すべての医療的ケア児が、希望する地域の学校に安心して通学することができるよう、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の国庫補助率を引き上げるなど、更なる財政支援の拡充を行うこと。

3. 外国人児童生徒への支援の充実について

- (1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室の設置運営など、生活指導や学習指導を継続的に行うための教育に対して、補助の継続及び拡充を図るとともに、十分な財政的支援を講じること。
- (2) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、特別な教育課程を編成している学校以外でも配置できるよう国が責任を持って対応するとともに、都市自治体が行う外国人指導助手(A L T)や支援員の配置に対して人的及び財政的支援を行うこと。
- (3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒教育のために、日本語指導及び通訳業務のための人的配置を充実すること。

4. いじめ防止対策について

- (1) いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家(弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等)の確保について、財政措置を講じること。
- (2) いじめ問題等の防止に向けた取組においては、第三者的立場である外部専門家を活用した取組を再度補助対象とするとともに、啓発活動に係る費用を補助対象とすること。また、問題対応には専門的知識を有する社会福祉士等の活用が有効であるが、人材が不足しているため、人材養成の促進を図ること。
- (3) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や保護者等との面談等により、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応のため、スクールソーシャルワーカー配置に係る補助(スクールソーシャルワーカー活用事業)について、補助割合の引上げなど、市町村に対する更なる財政支援の拡充を行うこと。
- (4) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブル未然防止のための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

5. 学校給食に関する制度の見直しについて

- (1) 児童生徒の健全な育成のためには、学校給食における食育の推進は重要不可欠であるとともに、少子化が進む中、子育て支援施策として、義務教育における学校給食の無償化制度を国の責任において創設すること。
- (2) 学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に欠かせないものであり、制度をさらに充実し、食育推進を図る必要があるため、栄養教諭を増員するよう配置基準の見直しをすること。

6. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) 児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においては、ICT環境の利活用、維持・改善が引き続き必要であり、G I G Aスクール運営支援センターの運営整備、端末等機器の更新や学習・管理ソフトウェア、機器のサポート等、設備の維持管理、学習系ネットワークの通信費、授業環境高度化推進等の費用に対し、地方負担のないよう国の責任において継続的かつ十分な財政支援を講じること。また、学習者用デジタル教科書の配布についても、全ての学校に公平に配布できるよう更なる拡充を図ること。
- (2) 学級数の変動やICTを活用した学習の拡大等による学習系ネットワークの追加整備や通信環境改善について、補助制度の延長及び遡及適用など、十分な財政支援を講じること。
- (3) 都市自治体や保護者が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に対する財政支援を行うこと。
- (4) 教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、公立小・中学校4校に1人とされているICT支援員の配置水準を引き上げるとともに、ICT活用教育アドバイザー等のICT教育人材の配置や支援と、それらに伴う財政措置を拡充すること。
- (5) G I G Aスクール構想に係る財政支援は、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助により講じること。
- (6) 今後もICTを活用した質の高い教育を継続できるよう、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画後の予算の見通しを早急に示すこと。

7. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 学校施設の老朽化対策や長寿命化対策とともに、良好な教育環境と防災機能の強化を図るには、バリアフリー化やトイレの改修、ICT環境整備、体育館を含めた空調設備など多様な整備への対応が必要なことや、交付対象額の算定基準である建築単価と実際の施工単価には乖離が大きいことから、長寿命化計画に基づく財政負担の平準化をするためにも、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の継続的な予算の確保に加え、実態に即した補助単価への引上げ、補助率の引上げ、補助要件の緩和や拡大による財政支援を拡充するとともに、当初予算での財源を確

保すること。

- (2) 学校施設の長寿命化改良事業に伴い仮設校舎を建設した場合、その賃借に係る経費について学校施設環境改善交付金を加算すること。
- (3) 少人数学級（35人学級）の拡充を推進する中、普通教室不足に対応するための補助制度を創設すること。また、小規模改修費用について、継続的な財政支援を行うこと。
- (4) 教育環境の改善のため、学校トイレ洋式化を推進し、短期間で事業を完了する必要があることから、学校施設環境改善交付金の優先採択を行うこと。
- (5) 国が目指す良好な室内環境を確保し、児童生徒の多様な活動を可能とする新しい時代に向けた学校施設が整備できるよう、小中学校の空調設備設置に特化した補助制度を創設すること。
- (6) エアコン設置に対する学校施設環境改善交付金について対象経費や補助率を拡充し、継続的かつ確実な財政支援を行うこと。また、空調設備整備については、計画的に推進できるよう交付金の複数年による事業決定を行うこと。
- (7) 児童生徒の学習の場であり、災害時での避難所の役割も担う小中学校等体育館への空調設備整備は、熱中症対策に加え新型コロナウイルス感染防止対策にも有効なため、学校施設環境改善交付金における算定割合及び対象整備の拡大により財政支援を拡充すること。
- (8) 安全で安心な学校給食の提供を維持できるよう、学校施設環境改善交付金の確実な採択や、補助基準額の拡大など財政的支援を行うこと。また、計画的な更新の促進を図るため、設備の更新に対する補助制度を創設するとともに、増築を伴わない施設の改修についても補助対象とすること。
- (9) 「学校共回事務室」の設置に伴う備品・消耗品の整備について財政支援すること。
- (10) 公立学校施設整備工事が授業に影響を及ぼさない夏休み中に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択すること。

8. 学校統合に伴う整備等に対する支援について

公立学校の適正規模・適正配置が求められる中、統合校の建設にあたり現行の補助制度・補助割合では、用地取得費に係る補助金が無く、津波浸水想定区域外への高台移転、校舎等の嵩上げに対する補助については申請要件が厳しいため、事業推進が困難となっていることから、補助制度の要件緩和、新設を含めた制度の早急な見直しにより、財政支援を拡充すること。

9. ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能の強化について

- (1) 日本代表選手及び中央競技団体による高地トレーニング施設の積極的利用を図り、国際競争力の向上をサポートするため、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業において移動経費を事業対象とすること。また、備品整備及び施

設整備の事業対象を拡充すること。

- (2) ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアについては、受入体制や選手育成機能を高めるため、東京2020オリンピック・パラリンピック以降もソフト・ハードにわたる総合的な支援を継続すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。